

## ○小浜市 空き家・空き宅地等情報提供事業 実施要綱

### (目的)

第1条 市内にある空き家・空き宅地とその周辺情報を本市公式ホームページ等を通じて発信することにより、二地域居住人口及び定住人口の拡大を図り、本市の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件 市内にある空き家及び空き宅地など、利用されていない建物及び土地をいう。
- (2) 所有者 当該空き家及び空き宅地に係る所有権を有する者、又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有するものをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この事業は、この事業以外のいかなる物件の取引をも規制するものではない。

### (物件の登録申請)

- 第4条 この事業による物件等に関する登録を受けようとする所有者等は、小浜市空き家・空き宅地等情報提供事業登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項による登録申請があったときは、その内容等を確認の上、小浜市公式ホームページに公開する。
  - 3 所有者等登録申請者は、登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、速やかに市長に申し出るものとする。
  - 4 市長は、所有者等登録申請者から登録事項の変更又は登録抹消の申し出があったときは、小浜市公式ホームページの登録を変更又は抹消するものとする。

### (物件の利用希望者の条件)

第5条 物件の利用を希望する者は、事業の目的を理解し、定住又は定期的に滞在することにより、本市の活性化に寄与する者とする。

### (物件の利用希望受付)

- 第6条 市長は、物件の利用希望を受け付けたとき、利用希望者に対して当該物件の情報を提供することができる。また、必要に応じて、売買契約及び賃貸借契約に関し、利用希望者ならびに市内宅地建物取引業者の仲介をすることができる。
- 2 市長は、物件の所有者等登録申請者及び物件の利用希望者に対して、物件に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約、その他権利関係については、直接これに関与しない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成18年7月1日より施行する。

